

## 新会計基準解説

# 実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」等の概要

企業会計基準委員会専門研究員 大竹勇輝

## I はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2024年3月22日に実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）を公表している<sup>1</sup>。また、合わせて当該実務対応報告を適用する場合に実務に資するための情報を提供することを目的として、補足文書「グローバル・ミニマム課税制度に係る法

人税等に関する見積りについて」（以下「補足文書」という。）を公表している<sup>1</sup>。本稿では、本実務対応報告及び補足文書（以下合わせて「本実務対応報告等」という。）の概要を紹介する。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、ASBJの見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

## II 本実務対応報告公表の経緯

2021年10月に経済協力開発機構（OECD）/主要20か国・地域（G20）の「BEPS包摂的枠組み（Inclusive Framework on Base Erosion and Profit Shifting）」において、当該枠組みの各参加国によりグローバル・ミニマム課税について合意が行われた。これを受けて、我が国においても国際的に合意されたグローバル・ミニマム課税のルールのうち所得合算ルール（Income Inclusion Rule（IIR））に係る取扱いが2023年3月28日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第3号）

（以下「令和5年法律第3号」という。）において定められ、2024年4月1日以後開始する対象会計年度から適用することとされた。グローバル・ミニマム課税は、一定の要件を満たす多国籍企業グループ等の国別の利益に対して最低15%の法人税を負担させることを目的としており、当該課税の源泉となる純所得（利益）が生じる企業と納税義務が生じる企業が相違する新たな税制である。

このため、当該税制について、現行の企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等

<sup>1</sup> 本実務対応報告及び補足文書の全文については、ASBJのウェブサイト（[https://www.asbj-jp.jp/practical\\_solution/y2024/2024-0322\\_02.html](https://www.asbj-jp.jp/practical_solution/y2024/2024-0322_02.html)）を参照のこと。